

上山市事務用共通封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上山市が作成する事務用共通封筒（以下「封筒」という。）において有料で掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の財源の確保又は事務経費の節減、地域経済の活性化及び市と民間事業者との協働による地域づくりの推進に資することを目的とする。

(封筒の種類)

第3条 封筒のうち、広告を掲載することができるのは、長形3号封筒及び角形2号封筒とし、その他の規格等については市長が別に定めるものとする。

(広告の範囲)

第4条 封筒に掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 社会問題化している事項に関するもの
- (5) その他封筒に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第5条 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前条に定める広告の範囲に係る基準（以下「広告掲載基準」という。）は、市長が別に定めるものとする。

(広告掲載の規格等及び掲載料)

第6条 広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(掲載の募集)

第7条 広告の掲載の募集は、市報、市のホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、上山市事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第9条 市長は、広告の掲載の申込みがあったときは、掲載の申込みに係る広告の内容を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、上山市事務用共通封筒広告（非）掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告審査委員会)

第10条 広告の掲載に関し疑義が生じた場合の審査を行うため、上山市事務用共通封筒

広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 委員長 副市長

(2) 委員 庶務課長、市政戦略課長、財政課長、商工課長

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の庶務は、当該審査に係る広告媒体を所管する課等において行う。

(委員会の会議等)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

3 委員会は、非公開とする。

(広告掲載料の納付)

第12条 第9条第1項の規程により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなくなった時は、この限りでない。

(広告主の責任等)

第14条 広告の掲載に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告掲載基準に反することが判明したとき。

(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。